

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会																																								
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。																																														
現 況																																															
観 音 寺 市																																															
1. 人員の配置(平成 16 年 4 月 1 日現在) 【観音寺市競輪事業局】 職員・・・ 11名 嘱託職員・・・ 3名 国道前売SC(専用場外) 1名(嘱託) 臨時職員・・・ 2名 臨時従事員・・・ 203名				3. 施設整備 総敷地面積 50,540㎡ 走 路 400mバンク 収容人員 8,395人 投票等機器 種類 オムロン(株) (発売69窓、支払21窓、両替7窓) ・ 記念開催等増設可能窓口を除く ・ 9面マルチビジョン(50インチ×9台)																																											
2. 開催状況 (単位：日) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>発売場</th> <th>平成 13 年度</th> <th>平成 14 年度</th> <th>平成 15 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 営 競 輪 場</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>その他場外発売</td> <td>137</td> <td>140</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>209</td> <td>210</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table>				発売場	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	市 営 競 輪 場	72	70	70	その他場外発売	137	140	150	計	209	210	220	4. 収入決算状況 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総収入</th> <th>総支出</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>19,657,236</td> <td>18,836,853</td> <td>820,383</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>19,490,640</td> <td>18,604,264</td> <td>886,376</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>16,629,318</td> <td>16,096,954</td> <td>532,364</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>12,806,202</td> <td>12,610,403</td> <td>195,799</td> </tr> <tr> <td>H15(見)</td> <td>22,135,000</td> <td>21,802,000</td> <td>333,000</td> </tr> </tbody> </table>				年度	総収入	総支出	差引	H11	19,657,236	18,836,853	820,383	H12	19,490,640	18,604,264	886,376	H13	16,629,318	16,096,954	532,364	H14	12,806,202	12,610,403	195,799	H15(見)	22,135,000	21,802,000	333,000
発売場	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度																																												
市 営 競 輪 場	72	70	70																																												
その他場外発売	137	140	150																																												
計	209	210	220																																												
年度	総収入	総支出	差引																																												
H11	19,657,236	18,836,853	820,383																																												
H12	19,490,640	18,604,264	886,376																																												
H13	16,629,318	16,096,954	532,364																																												
H14	12,806,202	12,610,403	195,799																																												
H15(見)	22,135,000	21,802,000	333,000																																												

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
5.一般会計への繰出金の状況 (単位：千円)				7.特別競輪開催状況			
年 度	金 額	年 度	金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9年度 ふるさとダービー開催 ・平成10年度 ふるさとダービー開催 ・平成15年度 第3回東西王座戦西王座戦開催 8.その他 経営改善計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場外発売の拡大 ・ 受託場外発売の拡大による収益増 ・ 経費節減の強化 ・ ファンサービスの充実などにより経営の健全化を目指す ・ インターネットライブによる電話投票ファンの拡大 ・ 企画レース(F)の開催による入場者並びに売上増 			
H元	600,000	H9	1,000,000				
H2	850,000	H10	700,000				
H3	1,200,000	H11	300,000				
H4	1,200,000	H12	200,000				
H5	1,200,000	H13	200,000				
H6	1,000,000	H14	100,000				
H7	600,000	H15	0				
H8	400,000						
6.起債並びに債務負担等の見込み (単位：千円)							
事 項	H16年度以降支出見込み		期 限				
新賭式機器リース	265,030		H20年度				
施設改善事業起債	931,742		H28年度				

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
<p>競輪の種類</p> <p>普通競輪(F)</p> <p>普通競輪は、S 級、A 級という 2 級別になっています。(H13 年度までは、S 級、A 級、B 級の 3 級別に分かれていた)この中で A 級選手のトーナメント戦(10 レース)で行われるものを「普通競輪」と呼びます。現在行われている競輪の中で、もっとも多いのがこの普通競輪で、全体のおよそ 6 割を占めています。</p> <p>S 級レース(F)</p> <p>S 級 5 レース、A 級 6 レースという組み合わせで行われるものを「S 級シリーズ(F1)」といいます。</p> <p>記念競輪(G)</p> <p>全国各地の競輪場が、それぞれの開設を記念して行うレース。1 日 11 レースで行われ出場選手はすべて S 級選手です。4 日間のスケジュールで開催されます。</p> <p>特別競輪(G)</p> <p>代表的な開催で「ふるさとダービー」があります。記念競輪をより充実させた特別記念競輪として、各競輪場の活性化とファンの拡大を目的におこなわれます。オール S 級で 11 レース、4 日間のスケジュールで開催されます。他に「共同通信社杯」や「東西王座戦」、「ヤンググランプリ」があります。</p> <p>特別競輪(G)</p> <p>競輪にも、競馬のクラシックレースのようなタイトルレースがあり、それを「特別競輪」と呼んでいます。特別競輪には「日本選手権競輪(ダービー)」、「オールスター競輪」、「全日本選抜競輪」、「高松宮記念杯競輪」、「競輪祭」、「寛仁親王杯」という 6 つのレースがあります。</p>							

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
<p>競輪グランプリ(GP)</p> <p>競輪界最大のビッグレースで年末の30日に行われます。その年のNo.1を決めるレースです。</p> <p>開催スケジュール</p> <p>競輪は、各競輪場ごとに原則として年12回開催されます。1回の開催は月に6日間でこれを1開催といいます。1開催は3日ずつの前節・後節(1節が4日の場合もあります)に分けられ、それぞれ初日が予選、2日目が準決勝、3日目が決勝というトーナメントが基本です。</p>							

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
<p>自転車競技法(抜粋) (自転車競走の施行)</p> <p>第1条 都道府県及び、人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。</p> <p>6 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、自転車競技会又は私人(第1号に掲げる事務にあっては、自転車競技会に限る。)に委託することができる。この場合において、同号に掲げる事務であって経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競争前の検査、競輪の審判その他の競輪の協議に関する事務 2. 車券の発売又は第9条の規定による払戻金若しくは第9条の3第5項の規定による返還金の交付(以下「車券の発売等」という。)に関する事務 3. 前2号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。) <p>(届出)</p> <p>第2条 競輪施行者が、競輪を開催しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長及び都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>							

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
(車券発売施設の設置)							
第 4 条 車券の発売等の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、経済産業省令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。							
2～4 - 省略 -							
(払戻金)							
第 9 条 競輪施行者は、勝者投票法の種類ごとに、勝者投票の的中者に対し、その競争についての売上金(車券の発売金額から、第 9 の 3 の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。)の額の 100 分の 75 に相当する金額を当該勝者に対する各車券に按分して払戻金として交付する。							
2～5 - 省略 -							
(日本自転車振興会への交付金)							
第 10 条 競輪施行者は、次に掲げる金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。							
1. 一回の開催による車券の売上金の額が別表 1 の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額							
2. 一回の開催による車券の売上金の額が別表 2 の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額							
3. 一回の開催による車券の売上金額に応じ、その 1,000 分の 3 以内において経済産業省令で定める金額に相当する金額							
2 前項の規定による交付金は、競輪の開催ごとに、その終了した日から 30 日を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間内に交付しなければならない。							

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
別表第 1(10 条関係)							
売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額						
3 億 6 千万円以上 4 億 8 千万円未満	売上金の額の 1,000 分の 10。ただし、売上金の額の 1,000 分の 960 が 3 億 6 千万円未満となる場合は、当該売上金の額と 3 億 6 千万円との差額の 1,000 分の 250						
4 億 8 千万円以上 6 億円未満	売上金の額の 1,000 分の 13。ただし、売上金の額の 1,000 分の 948 が 4 億 6080 万円未満となる場合は、当該売上金の額と 4 億 6080 万円との差額の 1,000 分の 250						
6 億円以上 12 億円未満	売上金の額の 1,000 分の 15。ただし、売上金の額の 1,000 分の 940 が 5 億 6880 万円未満となる場合は、当該売上金の額と 5 億 6880 万円との差額の 1,000 分の 250						
12 億円以上	売上金の額の 1,000 分の 17。ただし、売上金の額の 1,000 分の 932 が 11 億 2800 万円未満となる場合は、当該売上金の額と 11 億 2800 万円との差額の 1,000 分の 250						

別表 2(10 条関係)

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
3 億円以上 4 億円未満	当該売上金の額と 3 億円との差の 1,000 分の 24
4 億円以上 5 億円未満	240 万円に、当該売上金の額と 4 億円との差額の 1,000 分の 12 を加算した金額
5 億円以上 10 億円未満	360 万円に、当該売上金の額と 5 億円との差額の 1,000 分の 14 を加算した金額
10 億円以上 15 億円未満	1060 万円に、当該売上金の額と 10 億円との差額の 1,000 分の 16 を加算した金額
15 億円以上	1,860 万円に、当該売上金の額と 15 億円との差額の 1,000 分の 18 を加算した金額

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
(競輪の収益の使途)							
<p>第 11 条 競輪施行者は、その行う競輪の収益をもって、自転車その他の機械の改良及び機械工事の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">自転車競技法施行規則(抜粋)</p> <p style="margin-left: 80px;">前記、自転車競技法第 10 条第 1 項第 3 号の説明</p>							
(日本自転車振興会への交付金)							
<p>第 24 条 法第 10 条第 1 項第 3 号の規定により競輪施行者が日本自転車振興会に交付すべき金額は、別表の上欄に掲げる 1 回の開催による車券の売上金の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額とする。</p> <p>第 25 条 法第 10 条第 2 項の経済産業省令で定める期間は、30 日とする。</p>							

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
別表(24 条関係)							
売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額						
3,000 万円以下	売上金額の 1,000 分の 1.5						
3,000 万円を超え 4,000 万円以下	45,000 円に 3,000 万円を超える売上金の額の 1,000 分の 2 を加算した金額						
4,000 万円を超え 5,000 万円以下	65,000 円に 4,000 万円を超える売上金の額の 1,000 分の 3.5 を加算した金額						
5,000 万円を超え 6,000 万円以下	100,000 円に 5,000 万円を超える売上金の額の 1,000 分の 5.5 を加算した金額						
6,000 万円を超えるもの	155,000 円に 6,000 万円を超える売上金の額の 1,000 分の 2.8 を加算した金額						

協定項目番号	23 - 28	合併協定項目	競輪事業関係	担当部会名	産業経済部会	担当分科会	商工観光分科会
調整方針(案)	競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
現 況							
観 音 寺 市							
観音寺競輪年度別売上金及び入場者の推移							
年度	入場者数(人)	車券発売額(千円)	年度	入場者数(人)	車券発売額(千円)		
H元	137,651	19,940,069	H9	147,376	37,619,083		
H2	152,511	23,236,573	H10	140,458	36,107,181		
H3	156,952	26,640,700	H11	118,937	18,152,879		
H4	176,797	25,971,712	H12	108,516	18,132,158		
H5	177,939	24,586,585	H13	93,777	15,148,624		
H6	168,501	21,737,457	H14	83,331	11,791,875		
H7	147,451	21,217,954	H15	78,147	21,410,619		
H8	141,415	19,254,484					